

令和8年6月3日
国土交通省関東地方整備局
道路部
大宮国道事務所

ECI方式による工事の発注手続き

～電線共同溝事業で全国初の技術提案・交渉方式による発注手続きを開始～

大宮国道事務所は、国道17号上尾（2）電線共同溝事業の電線共同溝工事において、技術提案・交渉方式（ECI※方式）による発注手続きを開始します。

大宮国道事務所では、国道17号上尾（2）電線共同溝事業において技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）による業務発注及び工事発注を行っています。

現在、設計業務が契約となり設計に着手しているところです。今般、準備が整ったため、工事の契約に向けて発注手続きを開始します。

技術提案・交渉方式は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）第18条技術提案の審査及び価格等の交渉による方式によるもので、「当該公共工事の性格等により当該工事の仕様確定が困難である場合」において適用します。

【技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）について】

技術提案を公募し、審査の上で最適な技術提案を採用し、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結し、別の契約に基づき実施している設計に技術提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結します。

詳細は次頁のとおりです。

※ECI：Early Contractor Involvement

<発表記者クラブ>

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 埼玉県政記者クラブ さいたま市政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 道路部

電話 048-6600-1344（直通） メール：ktr-dourokoujika@mlit.go.jp

道路工事課 課長補佐 三枝（さえぐさ）（内線：4352）

関東地方整備局 大宮国道事務所

電話 048-669-1200（代表） メール：ktr-oomiya-koho01@mlit.go.jp

副所長 香田（こうだ）（内線：204）

技術提案・交渉方式（ECI方式）の概要

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条において、工事の仕様の確定が困難である場合に適用できる「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」を規定。
- 国土交通省直轄工事において本方式を適用する際、参考となる手続等を定めたガイドラインを平成27年6月に策定（その後適用事例を踏まえ、令和7年2月に改正）。
ガイドライン本文、説明資料は国交省HPに掲載。（<https://www.mlit.go.jp/tec/nyusatukeyaku.html>）

<主な内容>

1. 適用工事の考え方

① 発注者が最適な仕様を設定できない工事

例：社会的に重要な路線である一方、これまでに施工された実績が無いような厳しい施工ヤードの制限や周辺交通・環境への配慮が特に必要とされることから、高度な工法等の活用が必要な立体交差工事

② 仕様の前提となる条件の確定が困難な工事

例：現道の交通量が非常に多い交差点の立体工事で、現道交通への影響を最小化し、工期内での確実な工事実施が求められる工事

一般国道17号 上尾地区の電線共同溝で適用する理由

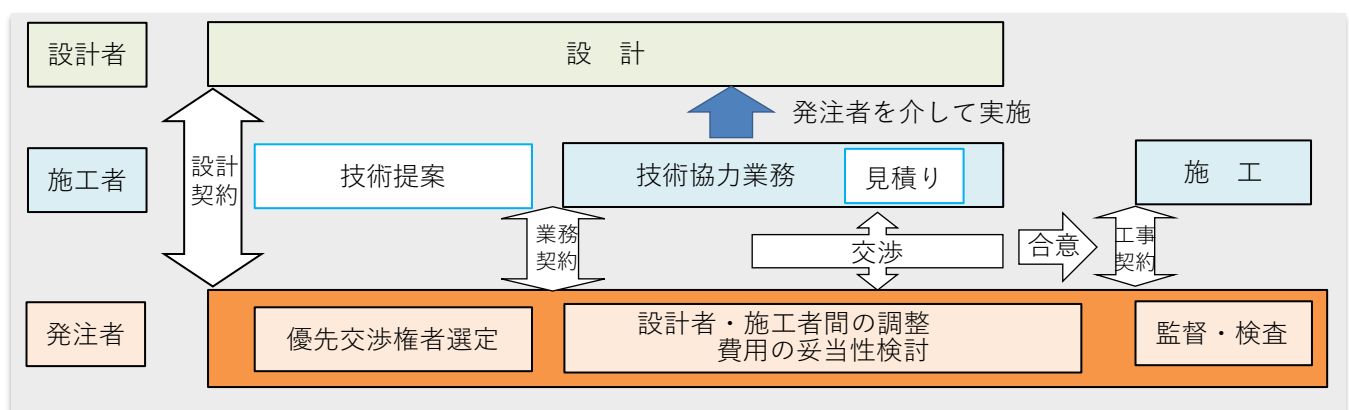
- 電線共同溝を整備するにあたり、狭小な歩道空間下で埋設物が多々あり、かつ官民境界にある側溝を車道部のコンクリート舗装の歩車道境界へ移設を行う必要があります。また、大型車交通も多く、かつ沿道には24時間営業の店舗やマンション等の住居が連担する箇所であり、厳しい施工ヤードの時間的制約や周辺交通・環境への配慮が求められる施工条件が厳しい現場です。
- 発注にあたり、現地の制約条件を踏まえた設計を行うには、施工者独自の高度な技術力を活用することにより、様々な制約条件を満足し、沿道環境に配慮しながら短期間で施工可能な移設工法や施工方法の選定が必要なことから、技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）を採用します。

2. 契約タイプを技術協力・施工タイプで実施

技術協力・施工タイプ

⇒ 優先交渉権者と基本協定を締結します。別契約の設計に提案内容を反映させながら、工法・工事価格等の交渉を行い、施工の契約を締結します。

技術協力・施工タイプにおける手続の流れ



国道17号上尾(2)電線共同溝事業の概要

【位置図】



【諸元等】

事業区間：さいたま あげ あ あすまちよう
 埼玉県上尾市東町二丁目
 ～ さいたま あげ あ ほんちよう
 埼玉県上尾市本町一丁目
 整備延長：2.3km (道路延長：1.3km)
 沿道状況：DID、準住居地域

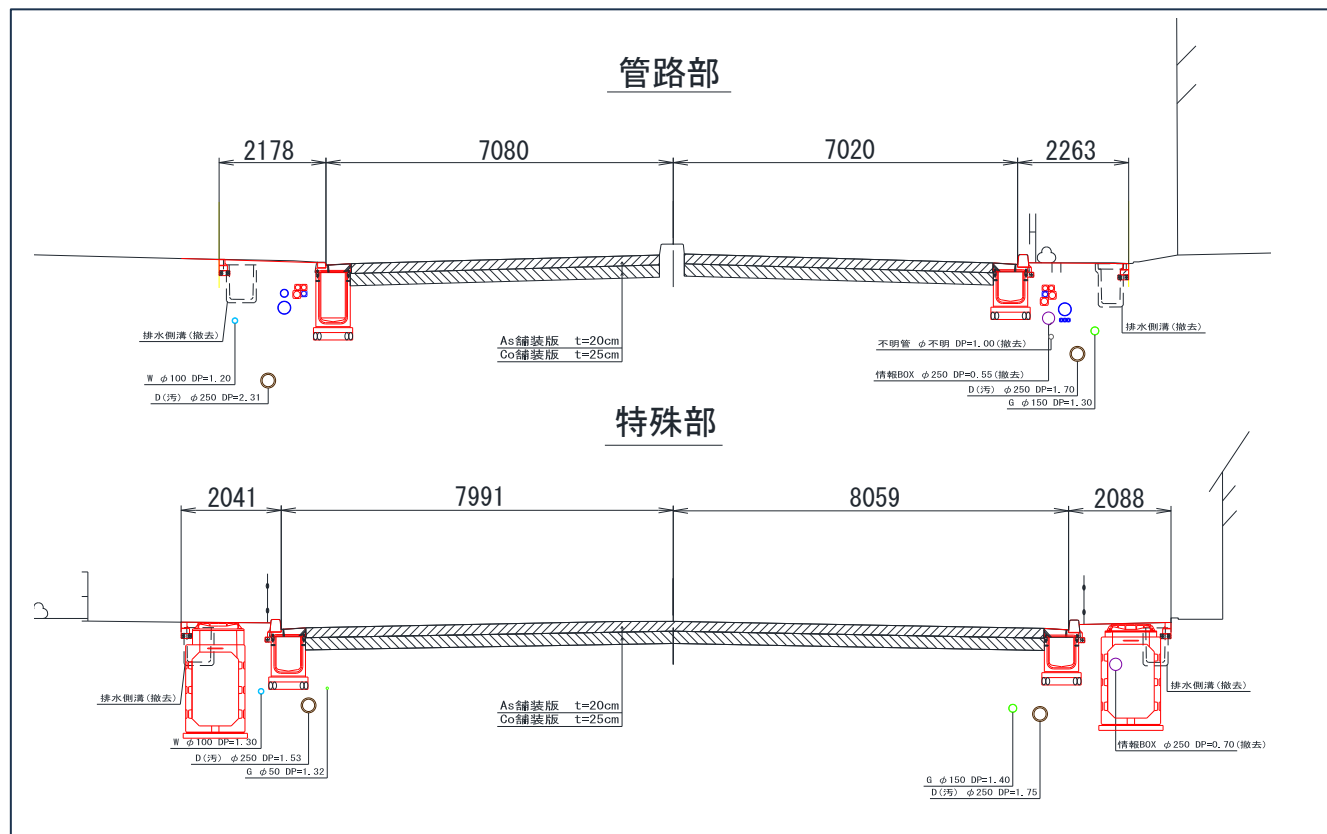
【平面図】



【現地状況写真】



【標準横断図】



国道 17 号上尾（2）電線共同溝工事・技術協力業務における 技術提案・交渉方式の概要

R9国道 17号上尾（2）電線共同溝工事

- ①工事種別
アスファルト舗装工事（A 等級）
- ②工事内容
工事延長 L=約 1,300m、仮設工 1 式、先行破碎工 1 式、舗装版撤去工 1 式、開削土工 1 式、電線共同溝工 1 式（約 1,650m）、舗装工 1 式、排水構造物工 1 式、縁石工 1 式、防護柵工 1 式、構造物撤去工 1 式
- ③予定工期
契約締結の翌日から約 58 ヶ月を予定している。
- ④工事契約
優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に、工事の契約を締結する。

R9国道 17号上尾（2）電線共同溝工事にかかる技術協力業務

- ①業務内容
技術情報等の作成、設計内容の確認、施工計画の作成、全体工事費の算出、関係機関との協議資料作成支援、設計調整協議、報告書の作成
- ②履行期間
契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 10 日までを予定している。

スケジュール

- 公示日：令和 8 年 6 月 3 日
技術提案書の提出：令和 8 年 7 月 3 日まで
技術提案に対してのヒアリング：令和 8 年 7 月 17 日から令和 8 年 7 月 22 日
優先交渉権者選定通知：令和 8 年 8 月 20 日予定

技術提案書作成にあたっての条件等（前提条件）

- ①電線共同溝の平面位置、線形変更、排水構造物の構造変更は認めるが、すでに施工済みの電線共同溝、排水構造物に影響を及ぼす変更は認めない。また、既設の排水構造物を活用した電線共同溝の設置も認めない。
- ②電線共同溝の平面位置、線形変更について、協議済みの埋設管（占用物件）の移設は認めない。
（ガス管は移設済、水道移設は占用企業者にて本工事と同時施工）
- ③排水構造物の構造変更について、既設の排水構造物と同等以上の機能を確保すること。
- ④国道 17 号は社会的に重要な重交通路線であり、沿道に立地する住居が多い。
- ⑤道路幾何構造の特例値の採用は認めない。
- ⑥日交通量：国道 17 号 49,552 台/日（R3 センサス）
大型車混入率：国道 17 号 20.1%（夜間 28.3%）（R3 センサス）
- ⑦施工範囲は下記のとおりとする。
 - （1）国道 17 号沿線における電線共同溝の設置
 - （2）国道 17 号歩道部の排水構造物の移設
 - （3）既設舗装の撤去および復旧
 - （4）情報ボックスの設置および撤去
- ⑧予定工期：契約締結の翌日から約 58 ヶ月を予定している。
なお、工期短縮については、「約 58 ヶ月」を短縮する提案を求める。

技術提案の評価に関する基準

- 本工事に関する技術提案を下記 1) から 4) について求める。
- 1) 技術協力業務の実施に関する提案：15 点
 - 2) 沿道環境に配慮した安全かつ確実な施工方法に関する提案：45 点
 - 3) 施工期間の短縮に有効な工法に関する提案：20 点
 - 4) 架空線、地中埋設物等のリスクを想定した工程管理に関する提案：20 点

参考額

工事に先立って実施する技術協力業務の規模は 2,000 万円程度（税込み）、工事規模は 15 億円から 18 億円程度（税込み）を想定している。

なお、15 億円の工事規模は一般的な工法を想定したものである。
一般的な工法から技術提案に基づき想定される増加分の概算工事費（参考額）を参考見積として提出すること。
ただし、技術提案の概算工事費は、参考額であり評価対象としない。

全体スケジュールのイメージ

